

掛川市条例第30号

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年掛川市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げるとおりと」を「死亡者が死亡当時において生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同順位の遺族（兄弟姉妹を除く。）については、次に掲げる順位とする。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項後段」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項前段の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しないときは、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。